

議案第12号

つくばアートスタジオたみやま条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくばアートスタジオたみやま条例

(設置)

第1条 芸術文化を推進するプラットフォームを形成し、本市の資源及び個性を活かした魅力ある芸術文化の創造、発展等に係る活動の支援をすることにより、本市の芸術文化の振興に寄与するため、つくばアートスタジオたみやま（以下「アートスタジオ」という。）をつくば市水守620番地に設置する。

(事業)

第2条 アートスタジオは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設等（アートスタジオの施設及び附属設備をいう。以下同じ。）を、芸術文化に関する活動の用に供する事業
- (2) 芸術文化に関する活動機会の創出に関する事業
- (3) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 市民とアーティストとの交流及びアーティスト相互の交流の促進に関する事業

(5) 芸術文化に関する講習会、講演会、研究会、催物等の開催に関する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、アートスタジオの設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第3条 アートスタジオの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が公益上又はアートスタジオの管理上必要があると認めるときは、アートスタジオの全部又は一部を休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第4条 アートスタジオの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が公益上又はアートスタジオの管理上必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 有料施設等（別表第1に掲げる施設及び別表第2に掲げる附属設備をいう。以下同じ。）を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、アートスタジオの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用許可をしない。

(1) アートスタジオの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) アートスタジオの管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 使用者(使用許可を受けたものをいう。以下同じ。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料(以下「使用料」という。)を当該許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 次に掲げる者が使用するとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 団体が使用する場合であって、当日使用する構成員のうち前号アからウまでに掲げる者の割合が5割以上を占めるとき。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、規則で定めるところにより還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、当該許可に係る有料施設等を使用の目的外に使用し、又は有料施設等の使用に関する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、有料施設等の使用を停止し、若しくは制限し、又はアートスタジオからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則若しくは使用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が有料施設等の使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又はアートスタジオの管理上やむを得ない理由が生じたときは、使用許可を取り消すことができる。

(来館者の制限等)

第12条 市長は、来館者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を拒否し、停止し、若しくは制限し、又はアートスタジオからの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がアートスタジオの管理上支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 来館者及び使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- (1) 有料施設等の使用を終了したとき。
- (2) 前条の規定により、施設等の使用を拒否され、停止され、若しくは制限され、又はアートスタジオからの退去の命令を受けたとき。
- (3) 第11条第1項又は第2項の規定により、使用許可を取り消され、有料施設等の

使用を停止され、若しくは制限され、又はアートスタジオからの退去の命令を受けたとき。

(損害賠償)

第14条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

3 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

53 つくばアートスタジオたみやま

別表第1（第5条、第7条関係）

施設	区分	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
ラウンジ及び給湯室 (専用使用に限る。)	市内	900円	1,100円	1,100円	3,100円
	市外	1,800円	2,200円	2,200円	6,200円

ギャラリー		市内	2,500円	2,900円	2,900円	8,300円
		市外	5,000円	5,800円	5,800円	16,600円
創作室 1 A	一般使用	市内	600円	800円	800円	2,200円
		市外	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
	専用使用	市内	2,400円	3,200円	3,200円	8,800円
		市外	4,800円	6,400円	6,400円	17,600円
創作室 1 B	一般使用	市内	700円	800円	800円	2,300円
		市外	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
	専用使用	市内	4,200円	4,800円	4,800円	13,800円
		市外	8,400円	9,600円	9,600円	27,600円
創作室 2 A	一般使用	市内	700円	800円	800円	2,300円
		市外	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
	専用使用	市内	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
		市外	2,800円	3,200円	3,200円	9,200円
創作室 2 B	一般使用	市内	700円	800円	800円	2,300円
		市外	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
	専用使用	市内	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
		市外	2,800円	3,200円	3,200円	9,200円
創作室 2 C	一般使用	市内	700円	800円	800円	2,300円
		市外	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
	専用使用	市内	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
		市外	2,800円	3,200円	3,200円	9,200円
創作室 3 A	一般使用	市内	700円	800円	800円	2,300円
		市外	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円
	専用使用	市内	1,400円	1,600円	1,600円	4,600円

		市外	2,800円	3,200円	3,200円	9,200円
パフォーマンススタジオ 1	市内		2,500円	2,900円	2,900円	8,300円
	市外		5,000円	5,800円	5,800円	16,600円
パフォーマンススタジオ 2	市内		1,500円	1,700円	1,700円	4,900円
	市外		3,000円	3,400円	3,400円	9,800円
展望デッキ (専用使用に限る。)	市内		2,500円	3,000円	3,000円	8,500円
	市外		5,000円	6,000円	6,000円	17,000円

備考

- 1 「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」の使用時間は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前10時から午後1時まで
 - (2) 午後 午後1時30分から午後5時まで
 - (3) 夜間 午後5時30分から午後9時まで
 - (4) 全日 午前10時から午後9時まで
- 2 「市内」とは、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は当日使用する構成員のうち市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者の割合が5割以上を占める団体が使用する場合をいい、「市外」とは、それ以外の者又は団体が使用する場合をいう。
- 3 「一般使用」とは、専用使用以外の使用をいい、「専用使用」とは、施設を独占して使用することをいう。
- 4 創作室1A、創作室1B、創作室2A、創作室2B、創作室2C及び創作室3Aの一般使用における1団体当たりの使用可能な人数は、5人以下とする。
- 5 ラウンジを専用使用できる範囲は、ラウンジの2分の1以下の面積のみとする。

別表第2（第5条、第7条関係）

附属設備	設置場所	単位	区分	使用料
------	------	----	----	-----

グランドピアノ	パフォーマン スタジオ1	1台	市内	1日につき1,900円	
			市外	1日につき3,800円	
レーザーカッタ ー	ワークショッ プルーム	1機	市内	30分につき1,100円	
			市外	30分につき2,200円	
木工用備品（レ ーザーカッター を除く。）	ワークショッ プルーム	1式	市内	30分につき400円	
			市外	30分につき800円	
陶芸窯	創作室1A	1台	市内	素焼き	1回につき1,600円
				本焼き	1回につき3,200円
			市外	素焼き	1回につき3,200円
				本焼き	1回につき6,400円
音響機材	パフォーマン スタジオ1	1式	市内	1日につき2,900円	
			市外	1日につき5,800円	
ポータブルステ ージ及び客席椅 子（60脚）	パフォーマン スタジオ1	1式	市内	1日につき2,600円	
			市外	1日につき5,200円	

備考 「市内」とは、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は当日使用する構成員のうち市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者の割合が5割以上を占める団体が使用する場合をいい、「市外」とは、それ以外の者又は団体が使用する場合をいう。

（提案理由）

つくばアートスタジオたみやまを開設することに伴い、その設置及び管理について定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第3項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—52（略） <u>53</u> <u>つくばアートスタジオたみやま</u>	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—52（略）

議案第 12 号

つくばアートスタジオたみやま条例についての説明資料

つくば市市民部芸術文化推進課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

令和 6 年（2024 年）3 月に策定した「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の基本理念に基づき、文化芸術創造拠点として「つくばアートスタジオたみやま」を旧田水山小学校に開設することに伴い、その設置及び管理について定めるものである。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・文化芸術推進基本計画（文化庁）
- ・つくば市文化芸術推進基本計画
- ・つくば市文化芸術創造拠点基本計画

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・文化芸術基本法（平成13年法律第148号）
- ・つくば市文化芸術基本条例（平成16年条例第35号）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

つくばアートスタジオたみやまの設置により、市の資源や個性をいかした魅力ある芸術文化を創造するための、多様な主体が連携・協働して芸術文化を推進するプラットフォームが形成される。また、芸術文化に関する情報の収集と提供により、市民の活発な芸術文化活動が促進されるとともに、つくば市の魅力が発信され、内外との交流が促進される。